

こども医療費助成制度

出生から高校3年生相当年齢（18歳に達した日以後最初の3月31日まで）のお子さんが、病気やケガで健康保険が適用になる診療を受けた場合、保険診療分の医療費 および 入院時食事療養費を市が助成する制度です。

【対象期間】

出生日または転入日から、**高校3年生相当年齢（18歳に達した日以後最初の3月31日まで）**または**転出日まで**です。

※転出した日から那須烏山市の受給資格者証が使用できません。転出先の市町で手続きしてください。

【利用方法】

県内の医療機関等で、健康保険証 と こども医療費受給資格証 を提示してください。

- 窓口での自己負担はありません。（保険診療分に限ります。）
- 学校でのケガなどは、学校を通して「スポーツ振興センター」へ請求してください。医療機関等を受診する際は、こども医療費受給資格証を使用せず、その旨を伝えてください。

※保険診療外は、助成対象となりません。（健康診断、予防接種、薬容器代、おむつ代、文書料など）

【利用できないケース】

「県外での受診」や「受給資格証を忘れた」等のときは、上記の扱いができません。一旦、医療機関等の窓口で、治療費や薬代等の料金をお支払いし、領収書を受け取ってください。

その後、こども課へ、下記のとおり医療費助成の申請をお願いします。保険診療分の全額を助成します。
〔 こども課：那須烏山市田野倉 85-1 保健福祉センター内 〕

(1) 医療費助成の申請期間

期限は診療月の翌月初日から1年以内です。（例：10月診療分⇒翌年10月末日が申請期限です。）

(2) 申請に必要な書類

- ① こども医療費受給資格証
- ② 医療機関等の領収書 原本

※受診者の氏名、診療点数、保険負担割合、入院・外来の別の記載が必要です。

※柔道整復師での受診や領収書が発行されない場合は、こども課へご相談ください。

（医療費助成申請書をお渡しいたしますので、医療機関等から証明を受けていただきます。）

(3) 助成金のお振込み時期

毎月10日までに申請されたものにつき、原則、月末の振込となります。

(4) 注意いただくこと

領収書のうち高額療養費が該当するものは、まず加入される健康保険組合に申請が必要です。



那須烏山市こども課

☎0287-88-7116

かかりつけ医を持ちましょう！

日頃の健康状態や飲んでいる薬のこと、さらに以前にかかった病気などを把握しているため、相談しやすく、必要なときに適切な治療を受けることができます。

また、休日・夜間での急な発熱やケガで心配なときは、緊急性の高い場合を除き「とちぎ子ども救急電話相談」をご活用ください。